

人員の変更に係る変更届出書の提出について【補足】

1 従業員の変更（交代，異動，採用，退職等）があった場合

以下の表のとおり職種によって変更届出書の取扱いが異なります。

	変更があった人員	変更届の提出
1	管理者	必要 →変更があった日から 10 日以内に提出
2	サービス提供責任者（訪問介護）	必要 →変更があった日から 10 日以内に提出
3	介護支援専門員 （認知症共同生活介護事業所や特定施設 入居者生活介護事業所の介護支援専門員の 資格を持つ「計画作成担当者」を含む）	必要 →変更があった日から 10 日以内に提出
4	上記 1 ～ 3 以外の職種	不要 ★年に一度の提出も不要です。 ※変更により人員基準を満たさなくなる場合は市へ連絡

2 運営規程に記載している「従業員の員数」の変更があった場合

運営規程に変更があった場合，通常は都度の届出が必要ですが，運営規程中の“介護職員 ○人”というような員数の部分に変更があった場合については，都度提出する必要はありません。

→変更があった場合は，年に一度（10月1日現在）の届出で差し支えありません。

10月1日現在の運営規程の員数と1年前の10月1日現在の運営規程の員数を比較して
変更があれば，員数を変更した職種にかかわらず提出することとなります。

（上記1の従業員の変更があった場合の取扱いと混同しないようにご注意ください。）

運営規程の修正パターンごとの変更届出書の取扱いは次のページのとおりです。

	変更の内容	変更届の提出
例 1	■令和 5 年 10 月 1 日現在の運営規程 生活相談員 2 名 介護職員 5 名 ↓ 令和 6 年 4 月 1 日付で介護職員の体制が 5 名から 4 名となったため、4 月 1 日付で運営規程を修正 ↓ ■令和 6 年 10 月 1 日現在の運営規程 生活相談員 2 名 介護職員 4 名	必要 →令和 6 年 10 月 1 日～10 月 10 日の間に変更届出書を提出 ★実際に変更があった 4 月においては、変更届出書を提出する必要はありません。
例 2	■令和 5 年 10 月 1 日現在の運営規程 生活相談員 2 名 介護職員 5 名 ↓ 令和 6 年 4 月 1 日付で介護職員の体制が 5 名から 4 名となったため、4 月 1 日付で運営規程を修正 ↓ 令和 6 年 8 月 1 日付で介護職員の体制が 4 名から 5 名となったため、8 月 1 日付で運営規程を修正 ↓ ■令和 6 年 10 月 1 日現在の運営規程 生活相談員 2 名 介護職員 5 名	不要 ★過去 1 年の間に員数の修正は行っていますが、10 月 1 日現在で比較すると変更がないため提出不要です。

★参考

運営規程において員数を「○人」と記載する場合、人員の増減がある度に運営規程を修正する必要がありますが、当該事務負担を軽減するため、人員基準を満たす範囲において「○人以上」と記載することも可能とされています。

この場合、人員の増減の度に運営規程を修正する必要がなく、変更届出書の提出頻度も少なくすることができそうですのでご検討ください。